



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成17年 2月15日火曜日 第1633号

◇ 目 次 ◇ 告 示

愛媛県県税証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更.....	167
一部事務組合の解散（10件）.....	167
一部事務組合を組織する地方公共団体の数の増減の許可.....	168
一部事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び一部事務組合の規約の変更の許可（4件）.....	168
市営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（3件）.....	169
町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....	170
飼料の試験結果の概要.....	170
保安林の指定.....	172
道路の供用開始（一般国道194号）.....	172
開発行為に関する工事の完了.....	172
道路の位置の指定.....	173

公 告

教育情報通信ネットワークシステム運用管理・保守業務..... 173

選挙管理委員会告示

不在者投票のできる施設の名称の変更..... 174
個人演説会等の施設の指定及び名称の変更..... 174

公営企業公告

清掃業務の委託..... 174
重油の購入..... 175

正 誤

平成17年 1月14日付け第1624号公告（特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告）中..... 176

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第364号

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則（昭和29年愛媛県規則第38号）第3条第1項の規定により、平成17年2月4日次のとおり愛媛県県税証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更を許可した。

平成17年 2月15日

愛媛県知事 加戸守行

指定番号	売りさばき人氏名	変 更 事 項	
		新	旧
17	愛媛県猟友会 西条市西支部 戸田 義 男	1 氏 名 愛媛県猟友会 西条市西支部	1 氏 名 愛媛県猟友会 周桑支部

○愛媛県告示第365号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定により

、次のとおり一部事務組合の解散の届出があった。

平成17年 2月15日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 組合の名称
今治市及び波方町共立北郷中学校組合
- 2 組合の事務所の位置
今治市別宮町一丁目4番地1
- 3 組合の解散年月日
平成17年 1月15日

○愛媛県告示第366号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定により

、次のとおり一部事務組合の解散の届出があった。

平成17年 2月15日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 組合の名称
今治地区事務組合
- 2 組合の事務所の位置
今治市別宮町一丁目4番地1
- 3 組合の解散年月日
平成17年 1月15日

○愛媛県告示第367号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定により

、次のとおり一部事務組合の解散の届出があった。

平成17年 2月15日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 組合の名称
今治市・玉川町及び朝倉村共有山組合
- 2 組合の事務所の位置
今治市中寺608番地4
- 3 組合の解散年月日
平成17年 1月15日

○愛媛県告示第368号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定により

、次のとおり一部事務組合の解散の届出があった。

平成17年 2月15日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 組合の名称
越智郡老人ホーム組合
- 2 組合の事務所の位置
今治市北宝来町一丁目1番地の16
- 3 組合の解散年月日
平成17年 1月15日

○愛媛県告示第 369 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 288 条の規定により、次のとおり一部事務組合の解散の届出があった。

平成17年 2月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 組合の名称
波方町・大西町衛生事務組合
- 2 組合の事務所の位置
越智郡大西町大字宮脇甲 506 番地の 1
- 3 組合の解散年月日
平成17年 1月15日

○愛媛県告示第 370 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 288 条の規定により、次のとおり一部事務組合の解散の届出があった。

平成17年 2月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 組合の名称
大島地区衛生事務組合
- 2 組合の事務所の位置
越智郡宮窪町大字宮窪6533番地
- 3 組合の解散年月日
平成17年 1月15日

○愛媛県告示第 371 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 288 条の規定により、次のとおり一部事務組合の解散の届出があった。

平成17年 2月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 組合の名称
大三島地区衛生事務組合
- 2 組合の事務所の位置
越智郡上浦町大字甘崎38番地 1
- 3 組合の解散年月日
平成17年 1月15日

○愛媛県告示第 372 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 288 条の規定により、次のとおり一部事務組合の解散の届出があった。

平成17年 2月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 組合の名称
今治地区広域行政事務組合
- 2 組合の事務所の位置
今治市北宝来町一丁目 1 番地の 16
- 3 組合の解散年月日
平成17年 1月15日

○愛媛県告示第 373 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 288 条の規定により、次のとおり一部事務組合の解散の届出があった。

平成17年 2月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 組合の名称
越智郡島部消防事務組合
- 2 組合の事務所の位置
越智郡伯方町大字伊方甲1773番地の 1
- 3 組合の解散年月日
平成17年 1月15日

○愛媛県告示第 374 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 288 条の規定により、次のとおり一部事務組合の解散の届出があった。

平成17年 2月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 組合の名称
越智諸島上水道企業団
- 2 組合の事務所の位置
越智郡大三島町大字台1330番地
- 3 組合の解散年月日
平成17年 1月15日

○愛媛県告示第 375 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 286 条第 1 項本文の規定により、次のとおり愛媛県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の増減を許可した。

平成17年 2月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 増減内容
市町村合併に伴い、朝倉村、玉川町、波方町、大西町、菊間町、吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町及び関前村を組合から脱退させる。
- 2 増減年月日
平成17年 1月15日
- 3 増減許可年月日
平成17年 1月14日

○愛媛県告示第 376 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 286 条第 1 項本文の規定により、次のとおり愛媛県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び同組合の規約の変更を許可した。

平成17年 2月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 増減等の内容
 - (1) 増減内容
市町村合併に伴い、朝倉村、玉川町、波方町、大西町、菊間町、吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町、関前村、越智郡老人ホーム組合、大島地区衛生事務組合、波方町・大西町衛生事務組合、越智郡島部消防事務組合、大三島地区衛生事務組合、越智諸島上水道企業団及び今治市・玉川町及び朝倉村共有山組合を愛媛県市町村職員退職手当組合（以下「組合」という。）から脱退

させる。

(2) 規約の変更事項

組合を組織する地方公共団体から越智郡老人ホーム組合、大島地区衛生事務組合、波方町・大西町衛生事務組合、越智郡島部消防事務組合、大三島地区衛生事務組合、越智諸島上水道企業団及び今治市・玉川町及び朝倉村共有山組合を削る。

2 増減等の年月日

(1) 増減年月日

平成17年1月15日

(2) 規約の変更年月日

平成17年1月16日

3 増減等の許可年月日

平成17年1月14日

○愛媛県告示第377号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合を組織する地方公共団体の数の増減及び同組合の規約の変更を許可した。

平成17年2月15日

愛媛県知事 加戸守行

1 増減等の内容

(1) 増減内容

市町村合併に伴い、朝倉村、玉川町、波方町、大西町、菊間町、吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町、関前村及び越智郡島部消防事務組合を愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合（以下「組合」という。）から脱退させる。

(2) 規約の変更事項

組合を組織する地方公共団体から越智郡島部消防事務組合を削る。

2 増減等の年月日

(1) 増減年月日

平成17年1月15日

(2) 規約の変更年月日

平成17年1月16日

3 増減等の許可年月日

平成17年1月14日

○愛媛県告示第378号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり愛媛県市町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の増減及び同組合の規約の変更を許可した。

平成17年2月15日

愛媛県知事 加戸守行

1 増減等の内容

(1) 増減内容

市町村合併に伴い、朝倉村、玉川町、波方町、大西町、菊間町、吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町及び関前村を組合から脱退させる。

(2) 規約の変更事項

組合を組織する地方公共団体から朝倉村、玉川町、波方町、大西町、菊間町、吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町及び関前村を削るなど、所要の変更を行う。

2 増減等の年月日

(1) 増減年月日

平成17年1月15日

(2) 規約の変更年月日

平成17年1月16日

3 増減等の許可年月日

平成17年1月14日

○愛媛県告示第379号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増減及び同組合の規約の変更を許可した。

平成17年2月15日

愛媛県知事 加戸守行

1 増減等の内容

(1) 増減内容

市町村合併に伴い、朝倉村、玉川町、波方町、大西町、菊間町、吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町及び関前村を組合から脱退させる。

(2) 規約の変更事項

組合を組織する地方公共団体から朝倉村、玉川町、波方町、大西町、菊間町、吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町及び関前村を削る。

2 増減等の年月日

(1) 増減年月日

平成17年1月15日

(2) 規約の変更年月日

平成17年1月16日

3 増減等の許可年月日

平成17年1月14日

○愛媛県告示第380号

今治市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・藤ノ目地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成17年2月15日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

(1) 市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・藤ノ目地区）計画書の写し

(2) 今治市営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成17年2月16日から3月15日まで

3 縦覧場所
今治市役所

○愛媛県告示第 381 号

今治市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・前田地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成17年 2月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・前田地区）計画書の写し
- (2) 今治市営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成17年 2月16日から 3月15日まで

3 縦覧場所

今治市役所

○愛媛県告示第 382 号

今治市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・大谷地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成17年 2月15日

○愛媛県告示第 384 号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「法」という。）第56条第 2 項の規定により平成16年11月に収去した飼料の試験結果の概要は、次のとおりである。

平成17年 2月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

2 栄養成分に関する検査

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造 (輸入) 年月	試 験 結 果 の 概 要												違反 内容
				粗たん 白質	粗脂 肪	カルシ ウム	りん	粗纖 維	粗灰 分	揮発 塩基 窒素	水溶 性窒 素	ペシ ン消 化率	可化 養分 総量	代謝 エネル ギー	その 他の 検査	
日和産業株式会社 坂出工場 香川県坂出市昭和 町二丁目 1 番22号	村上産業株式会社 愛媛県松山市空港 通七丁目 12 - 21	ニチワ印成鶏飼 育用配合飼料ニ ュースター	16 ・ 11	18.14	4.65	3.62	0.48	2.13	12.44	-	-	-	-	-	-	
西日本飼料株式会 社 岡山県倉敷市水島 海岸通三丁目 6 番 地 3	愛媛糧米株式会社 愛媛県松山市問屋 町 5 番42号	日清丸紅印配合 飼料成鶏用ベニ マッシュ	16 ・ 10	19.49	3.93	2.82	0.46	2.12	12.51	-	-	-	-	-	-	
ジェイエイ四国く みあい飼料株式会 社坂出工場 香川県坂出市築地 町二丁目 8 番 1 号	土居商店有限会社 愛媛県西予市宇和 町卯之町 5 - 247 - 1	日配種豚育成用 及び飼育用配合 飼料フリーミ ル S X	16 ・ 11	16.91	3.61	0.85	0.62	3.04	4.71	-	-	-	-	-	-	

西日本飼料株式会社 岡山県倉敷市水島 海岸通三丁目6番 地3	愛媛県酪農業協同 組合連合会南予指 導事務所 愛媛県大洲市若宮 1430の1	ドライアシスト	16 ・ 10	21.27	2.84	0.13	0.38	2.86	3.75	-	-	-	-	-	-
西日本飼料株式会社 岡山県倉敷市水島 海岸通三丁目6番 地3	愛媛県酪農業協同 組合連合会南予指 導事務所 愛媛県大洲市若宮 1430の1	エネルギーダブル プラス	16 ・ 11	21.21	4.15	0.74	0.38	2.11	4.86	-	-	-	-	-	-
中部飼料株式会社 岡山工場 岡山県倉敷市玉島 乙島49番地の11	遠山商店愛媛県今 治市中日吉町3- 4-12	マル中印乳用牛 飼育用配合飼料 スターコンプ リ	16 ・ 11	17.90	3.67	0.86	0.50	8.19	7.32	-	-	-	-	-	-
西日本ニチモウ株 式会社 山口県下関市小月 小島2-3-17	秀長水産株式会社 宇和島市住吉町三 丁目1-16	ニチモウたい育 成用配合飼料ニ チモウマッシュ NT-ONE	16 ・ 11	49.64	4.27	2.56	1.83	3.77	8.38	-	-	-	-	-	-
ジェイエイ四国く みあい飼料株式会 社宇和島工場 愛媛県宇和島市坂 下津字向山381番 地	同左	くみあい配合飼 料マタニティ72 Mプラス	16 ・ 11	15.09	3.34	0.84	0.72	3.34	6.09	-	-	-	-	-	-
ジェイエイ四国く みあい飼料株式会 社宇和島工場 宇和島市坂下津字 向山381番地	同左	くみあい配合飼 料Eプロイラー 仕上18	16 ・ 11	18.74	7.00	0.83	0.61	2.56	4.38	-	-	-	-	-	-
ジェイエイ四国く みあい飼料株式会 社宇和島工場 宇和島市坂下津字 向山381番地	同左	くみあい配合飼 料四国トラスト 18	16 ・ 11	18.91	3.09	3.35	0.49	2.37	13.01	-	-	-	-	-	-
ジェイエイ四国く みあい飼料株式会 社宇和島工場 宇和島市坂下津字 向山381番地	同左	くみあい配合飼 料ビッグバリュ ー BM	16 ・ 11	18.68	4.65	0.55	0.47	2.96	3.87	-	-	-	-	-	-
ジェイエイ四国く みあい飼料株式会 社宇和島工場 宇和島市坂下津字 向山381番地	同左	くみあい配合飼 料ビッグバリュ ー CM	16 ・ 11	17.69	3.43	0.54	0.44	2.41	3.90	-	-	-	-	-	-
日清丸紅飼料株式 会社鹿児島工場 鹿児島県鹿児島市 南栄四丁目22番地	北辰商事株式会社 愛媛県四国中央市 川之江町4069番地	日清丸紅印子 豚用人工乳育て 上手ほのぼの前 期G	16 ・ 11	23.13	7.02	0.84	0.73	0.95	6.28	-	-	-	-	-	-
中部飼料株式会社 岡山工場岡山県倉 敷市玉島乙島49番 地の11	マルノー物産株式 会社 愛媛県西条市ひう ち6番地19	マル中印乳用牛 飼育用配合飼料 ミセスバイン	16 ・ 11	17.17	4.40	0.45	0.47	3.99	4.76	-	-	-	-	-	-
中部飼料株式会社 岡山工場岡山県倉 敷市玉島乙島49番 地の11	マルノー物産株式 会社 愛媛県西条市ひう ち6番地19	マル中印肉用牛 飼育用配合飼料 ビーフ後期	16 ・ 11	13.17	3.09	0.14	0.42	3.49	3.08	-	-	-	-	-	-

- 注 1 飼料の名称の欄中「規」は、法第27条第1項又は第29条第2項若しくは第30条第2項の規格適合表示飼料であることを示す。
- 2 試験結果の概要の欄は、個別検査項目別に分析結果を示す。
- 3 違反の内容の欄は、表示成分量に対して過不足があった場合の当該過不足の量等を示す。

○愛媛県告示第 385 号

森林法（昭和26年法律第 249 号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成17年 2月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1(1) 保安林の所在場所
西条市丹原町関屋乙 156 の22
- (2) 指定の目的
水源のかん養
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 2(1) 保安林の所在場所
西条市旦之上乙 290
- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
旦之上乙 290（次の図に示す部分に限る。）
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

- 3(1) 保安林の所在場所
松山市饒乙 302
 - (2) 指定の目的
土砂の流出の防備
 - (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
饒乙 302（次の図に示す部分に限る。）
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
 - 4(1) 保安林の所在場所
松山市二神甲 570 の 1（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 指定の目的
土砂の崩壊の防備
 - (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁並びに係関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第 386 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成17年 2月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	194号	西条市荒川下分 2号210番 1 から 同市荒川下分 2号234番 1 まで	平成17年 2月15日

○愛媛県告示第 387 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成17年 2月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
16松局伊土検(開)第48号 平成17年2月3日	伊予郡松前町大字永田字上須丸67番4	松山市南吉田町1413番地 帝人湯ノ口社宅3-13号 古 谷 栄 治

○愛媛県告示第388号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成17年2月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 道路の位置
四国中央市上柏町10番2及び12番4並びに10番2地先水路、10番2及び12番4地先農道
- 申請人の住所氏名
四国中央市上柏町48番地10
村上 一
- 図面省略

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成17年2月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 入札に付する事項
 - 件名
教育情報通信ネットワークシステム運用管理・保守業務
 - 委託業務名及び数量
教育情報通信ネットワークシステム運用管理・保守業務 一式
 - 委託業務の内容等
入札説明書及び仕様書による。
 - 委託期間
平成17年4月1日から平成18年3月31日まで
 - 委託業務の履行場所
知事が指定する場所
 - 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 入札に参加する者に必要な資格
知事の審査を受け、営業種別「その他」について平成16年度及び平成17年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該

当するもの

- 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - 委託業務と同程度のネットワークシステム運用管理・保守業務の実績を有し、委託業務について、適切かつ迅速に履行し得る体制が整備されていることを証明した者であること。
 - 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。
- 入札書の提出場所等
 - 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
愛媛県教育委員会事務局教育総務課総務係
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話 (089)941 2111 内線2921
 - 入札書の受領期限
平成17年3月28日(月)午前10時
 - 入札説明書の交付方法
平成17年2月15日(火)から3月25日(金)までの執務時間中(月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までをいう。以下同じ。)に(1)に掲げる場所で交付する。
 - 開札の日時及び場所
平成17年3月28日(月)午前10時
愛媛県庁第一別館9階教育委員会会議室
 - 入札書の提出方法
持参又は郵送(書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの。以下「郵便等」という。)により提出すること。電送による提出は、認めない。
 - 郵便等による入札の取扱い
郵便等による入札の場合は、入札書は、平成17年3月25日(金)午後5時15分までに、(1)に掲げる場所に必着のこと。
 - その他
 - 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - 入札保証金
愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。
 - 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、競争入札参

加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けること。申請書は、持参して提出することとし、郵便等又は電送によるものは、受け付けない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 申請書の受付期間

平成17年 2月15日（火）から 2月28日（月）の執務時間中

イ 受付場所

3の(1)に掲げる場所

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

委託業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第 133 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be rendered: Operational management and maintenance service for Educational Information and Communication Network System , one complete set

(2) Time limit of tender: 10:00 a.m. , 28 March 2005 (tenders submitted by mail: 5:15 p.m. , 25 March 2005)

(3) For further information , please contact: General Affairs Section , Education General Affairs Division , Board of Education , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan Tel 089 941 2111 Ext 2921

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第24号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第 2 項及び第 4 項第 2 号（他の法令において準用され、又は例によることとされている場合を含む。）の規定により不在者投票のできる施設として指定したもののうち、老人保健施設シルビウス・ケアセンターについて、次のとおり名称の変更があった。

平成17年 2月15日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 藤 山 薫

施設の種 類	施設の名称		所 在 地
介護老人保健施設	新	介護老人保健施設シルビウス・ケアセンター	今治市別名261
	旧	老人保健施設シルビウス・ケアセンター	

○愛媛県選挙管理委員会告示第25号

公職選挙法（昭和25年法律第 100 号）第 161 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、個人演説会等の施設として松山市選挙管理委員会が指定したものと及びすでに指定したもののうちその名称の変更があったものは、次のとおりである。

平成17年 2月15日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 藤 山 薫

1 指定したもの

施設の名称	所在地	収容人員
松山市難波地域活性化センター	松山市中通甲777 - 3	105人
松山市中島諸島開発総合センター	松山市小浜甲558	100人
長師研修センター	松山市長師107 - 1	70人
神浦地域総合施設	松山市神浦753	80人

2 名称の変更があったもの

変更前の名称	変更後の名称
北条市農村環境改善センター	松山市河野粟井農村環境改善センター
中島町津和地多目的集会施設	津和地多目的集会施設
中島町熊田地域総合施設	熊田地域総合施設
畑里集会所	畑里高齢者健康増進実習館
宇和間集会所	宇和間農林漁業体験実習館

公営企業公告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成17年 2月15日

愛媛県立中央病院長
藤 井 靖 久

1 入札に付する事項

- (1) 件名
清掃業務の委託
- (2) 委託業務名及び数量
愛媛県立中央病院清掃業務 一式
- (3) 委託業務の内容等
入札説明書及び仕様書による。

- (4) 委託期間
平成17年4月1日から平成18年3月31日まで
- (5) 委託業務の履行場所
愛媛県立中央病院及び愛媛県立中央病院東洋医学研究所
- (6) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
知事の審査を受け、営業種別「その他」について平成16年度及び平成17年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 委託業務と同程度の清掃業務の実績を有し、委託業務について、適切かつ迅速に履行し得る体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
愛媛県立中央病院事務局総務課会計係
〒790 0024
愛媛県松山市春日町83番地
電話 (089)947 1111 内線2228
- (2) 入札書の受領期限
平成17年3月28日(月)午後3時
- (3) 入札説明書の交付等
- ア 交付期間
平成17年2月15日(火)から3月25日(金)までの執務時間中(月曜日から金曜日まで(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。))の午前8時30分から午後5時15分までをいう。
- イ 交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所
平成17年3月28日(月)午後3時
愛媛県立中央病院東洋医学研究所1階会議室
- 4 その他
- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号)第176条において例によることとされる

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、委託業務を履行できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。
- なお、愛媛県立中央病院長から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
委託業務を履行できると愛媛県立中央病院長が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。
- 5 Summary
- (1) Nature and quantity of the service to be rendered:
Cleaning Services for Ehime Prefectural Central Hospital ,
1 set
- (2) Time limit of tender: 3:00 p.m. , 28 March 2005
- (3) For further information , please contact: Accounting
Section , General Affairs Division , Secretariat , Ehime
Prefectural Central Hospital ,83 Kasugamachi ,Matsuyama ,
Ehime 790 0024 Japan
Tel 089 947 1111 Ext 2228

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成17年2月15日

愛媛県立中央病院長

藤 井 靖 久

1 入札に付する事項

- (1) 件名
重油の購入
- (2) 購入物品名及び予定数量
重油(J I S K2205 1種2号)
第1回目:約 700,000リットル
第2回目:約 800,000リットル
- (3) 購入物品の内容等
入札説明書による。
- (4) 納入期間
第1回目:平成17年4月1日から9月30日まで
第2回目:平成17年10月1日から平成18年3月31日まで

で

- (5) 納入場所
愛媛県立中央病院
- (6) 入札方法
入札金額は、1リットル当たりの単価で記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「石油・燃料類」について第1回目の入札にあっては平成16年度及び平成17年度の、第2回目の入札にあっては平成17年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 納入期間中に確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県立中央病院事務局総務課会計係
〒790 0024
愛媛県松山市春日町83番地
電話 (089)947 1111 内線2228

- (2) 入札書の受領期限
第1回目：平成17年3月28日（月）午後4時
第2回目：平成17年9月26日（月）午後1時30分
- (3) 入札説明書の交付等

ア 交付期間

第1回目：平成17年2月15日（火）から3月26日（金）までの執務時間中（月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までをいう。以下同じ。）

第2回目：平成17年8月10日（水）から9月22日（金）までの執務時間中

イ 交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

- (4) 開札の日時及び場所
第1回目：平成17年3月28日（月）午後4時
愛媛県立中央病院東洋医学研究所1階会議室
第2回目：平成17年9月26日（月）午後1時30分
愛媛県立中央病院東洋医学研究所1階会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。
- なお、愛媛県立中央病院長から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
この公告に示した物品を納入できると愛媛県立中央病院長が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased:
Heavy Oil (JIS K2205 class 1 No.2)
1st contract: approximately 700,000 ℓ
2nd contract: approximately 800,000 ℓ
- (2) Time limit of tender:
1st contract: 4:00 p.m., 28 March 2005
2nd contract: 1:30 p.m., 26 September 2005
- (3) For further information, please contact: Accounting Section, General Affairs Division, Secretariat, Ehime Prefectural Central Hospital, 83 Kasugamachi, Matsuyama, Ehime 790 0024 Japan
TEL 089 947 1111 Ext 2228

正 誤

○正 誤

平成17年1月14日付け第1624号公告（特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告）中

ページ	箇所	誤	正
34	表の特定非営利活動法人の名称の欄中	NPO法人 ボランティア御輿 の会	NPO法人 ボランティア神輿 の会

